

国道1号東小磯電線共同溝PFI事業

事業者選定基準

令和元年9月

国土交通省関東地方整備局

目 次

第1	事業者選定基準の位置づけ	1
第2	事業者選定の方法	1
1	選定方法の概要	1
2	事業者選定の体制	1
第3	審査の手順	2
第4	第一次審査	3
1	競争参加資格の審査	3
第5	第二次審査	3
1	第二次審査の手順及び方法	3
2	事業提案の位置づけ	4
3	事業提案の審査方法	5
第6	評価項目	5

第1 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準（以下「本書」という。）は、関東地方整備局が落札者を決定するにあたって、もっとも優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

第2 事業者選定の方法

1 選定方法の概要

本事業を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）には、PFIや施設の建設、維持管理の専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は第二次審査に進むための競争参加希望者の資格及び実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査資料を提出した事業者（以下「応募者」という）の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

2 事業者選定の体制

関東地方整備局が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「国道1号東小磯電線共同溝PFI事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置する。有識者等委員会は、各応募者からの提案に対する評価案を関東地方整備局に報告し、関東地方整備局はこれを受けて、事業者選定を実施する。

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。

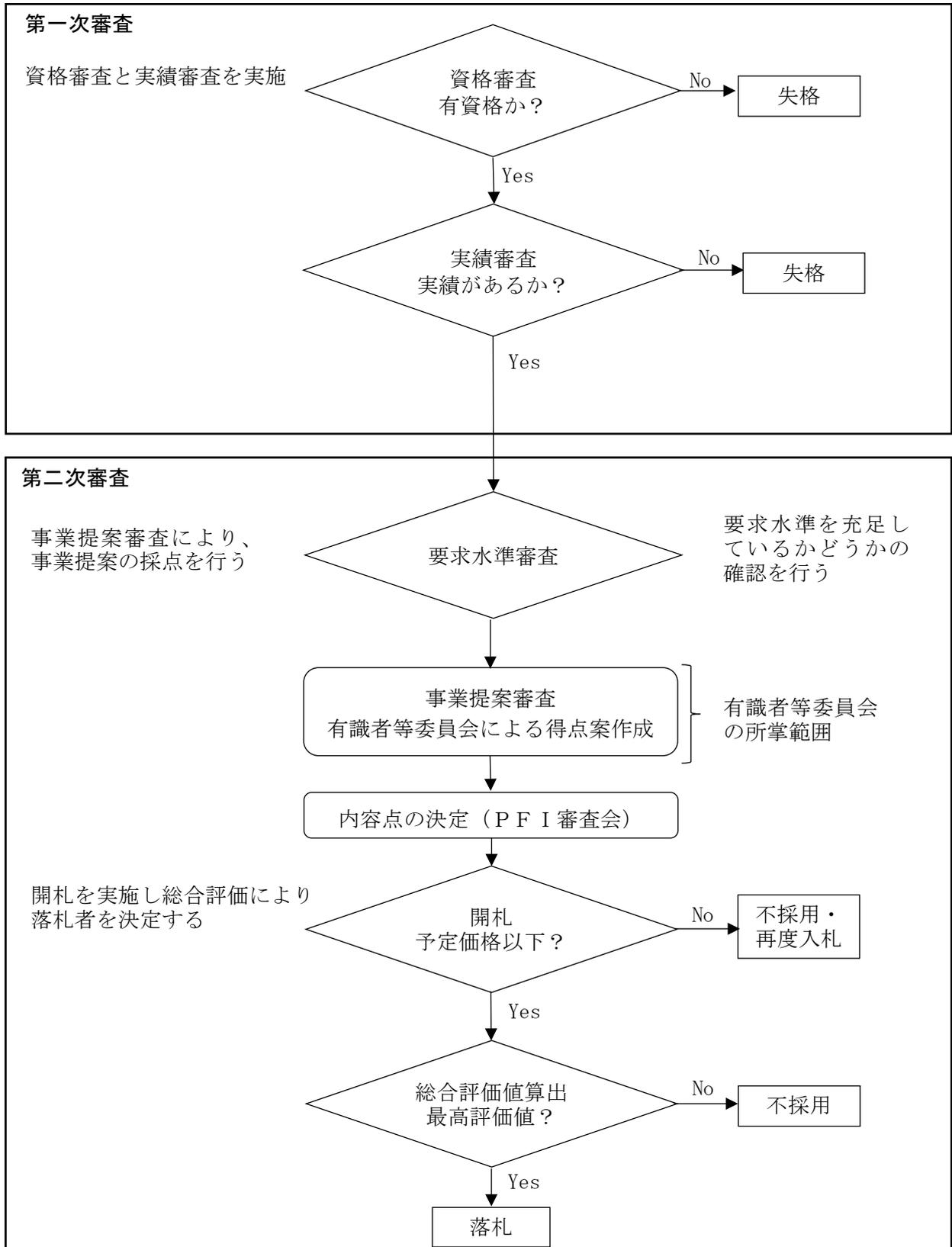
有識者等委員会 委員

小澤 一雅	東京大学大学院 工学系研究科
勝地 弘	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院
難波 悠	東洋大学大学院 経済学研究科公民連携専攻
前田 博	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
山口 直也	青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科

（五十音順、敬称略）

第3 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。



第4 第一次審査

第二次審査のための提案等を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

第一次審査の手順は以下のとおりである。

1 競争参加資格の審査

応募者が入札説明書等に示す資格要件及び実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

第5 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、応募者の提案内容等を審査するものである。

1 第二次審査の手順及び方法

第二次審査の手順は、以下のとおりである。

(1) 事業提案審査

応募者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

① 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しているか否かの審査を行う。事業提案が明らかに要求水準を充足しない場合は欠格とし、それ以外の事業提案は適格とする。

なお、要求水準とは「国道1号東小磯電線共同溝PFI事業に関する要求水準書」（入札説明書 添付2）及び「事業者が付す保険等」（入札説明書 添付3）に定める要求水準をいう。

② 事業提案審査

事業提案のうち内容点項目について、その提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて内容点を付与する。内容点は全体で700点満点とし、各内容点項目の詳細は第6 評価項目で示す。

1) 有識者等委員会における得点案作成

有識者等委員会において、第6 評価項目に示す内容点項目の内容について優れた提案がされているかを、各委員が審査し、評価基準に基づいて各提案の採点を行う。有識者等委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、とりまとめ、得点案を作成し、関東地方整備局に提出する。なお、有識者等委員会は、応募者に対してヒアリングを実施し、提案内容を確認する。

2) 関東地方整備局による審査結果の決定

関東地方整備局は、得点案をもとに、内容点を決定する。

(2) 開札

①入札価格の確認

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

全ての応募者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

②入札価格の点数化方法

入札価格の価格点については、実額での比較を行うこととし、以下の式により算定した点数とする。計算に当たっては、小数点第3位以下を四捨五入する。

$$\text{入札価格の価格点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該応募者の入札価格}} \times 300 \text{ 点}$$

(3) 総合評価

① 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した応募者それぞれについて、(1)の事業提案審査による提案の得点及び(2)の入札価格をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。なお、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

② 評価内容の公表

関東地方整備局は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に内容点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

2 事業提案の位置づけ

落札者の提示した事業提案は、事業者との事業契約書にその内容が反映されるとともに、事業者は、これを履行しなければならない。ヒアリングにおいてなされた事業提案に対する質問への回答も同様とする。

総合評価落札方式においては、事業提案が入札書の一部を構成するため、以下の範囲について契約上の拘束力を有する。

(1) 内容点項目における評価内容

内容点項目は、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が内容点項目の評価基準に合致すると判断されたことにより、得点が付与される。このため内容点項目における評価内容は、関東地方整備局及び落札者が協議により実施方法を明確化し、契約締結時の要求水準とする。

3 事業提案の審査方法

(1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。図・表あるいはイメージ図等（以下、「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

(2) 要求水準審査

事業提案の内容が要求水準を充足しないことがないか否かを、要求水準書をもとに審査する。なお、提案書類及び図面（様式）、提案において求める記載事項は、様式集（入札説明書 添付9）に示す。

事業提案は、関東地方整備局が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。関東地方整備局は、事業提案について、内容が妥当であり、当該提案に従って事業を実施すれば要求水準を充足させることが可能であると判断できる場合に、これを充足するものと判断する。

(3) 事業提案審査

事業提案審査では、関東地方整備局が重視する評価項目について、より優れた内容であるかどうかの審査を行う。採点基準は評価項目ごとに設定しており、また評価項目ごとに配点を行っている。各評価項目の採点基準及び配点は第6 評価項目による。

第6 評価項目

内容点項目の評価項目は以下のとおりである。

各評価項目は、対応する様式によってのみ評価を行う。

内容点項目	配点
1 実施方針及び実施体制	40
2 資金調達及び収支計画	60
3 施設整備計画	410
4 維持管理計画	40
5 調整マネジメント	150
計	700

1 実施方針及び実施体制

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
事業実施 方針・ 体制	事業を実施 する上での 目標及び重 視する点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施を通じた社会的貢献の観点から、事業を取り巻く社会・経済的要請に適切に応えうる提案となっているか。 ・ 実施体制と契約スキームが整合しており、事業履行の確実性が高い提案となっているか。 ・ 多様な事態を想定した体制が検討されているか。 ・ 関東地方整備局との円滑で的確な意思疎通が図られるような体制が検討されているか。 ・ 本事業の内容を踏まえた事業実施が実現できる体制となっているか。 	20 (3)	20 (3)	40 (6)
リスク 管理・ 対応	各企業の専 門性や実績 等に応じた リスク分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者及び各構成員・協力企業間のリスク分担に対する考え方が明快であり、考え方に対応した分担内容となっているか。 ・ 「事業者が付す保険等」（入札説明書 添付3）に示す内容以上の必要かつ適切な保険が付されており、各種リスクへの対応が明確で、本事業の安定性向上や関東地方整備局の負担軽減などの効果が見込まれるか。 ・ 関東地方整備局が負担する増加費用を抑制する方策が提案されているか。 	20 (3)	20 (3)	

2 資金調達及び収支計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
資金調達 計画	資金調達・ 償還計画・ 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の内容を十分に考慮し、事業の安定性確保のための十分な資本金額が設定されているか。 ・ 提案された出資額が確実に調達できるか。 ・ 事業の内容や支払等の条件に対応した、より明確な資金調達条件・債務償還の条件が示されている。 	20 (3)	40 (6)	60 (9)
	事業を安定的に継続するための資金の確保、資金不足時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設整備期間中の金利支払い及び金利変動リスクに対して対策が講じられているか。 ・ 不測の事態に対応するために実効性の高い資金手当が見込まれているか。 ・ 事業の安定的継続性が見込まれる資金調達方策が講じられているか。 	20 (3)		
財務・ 資金管理	事業安定性確保のための財務上のモニタリング方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務面での自己監視を徹底する体制・手法が提案されており、事業の継続に向けてより適切で効果的なモニタリング手法となっているか。 ・ 発注者等の財務モニタリングが簡便かつ効果的に実施できるような協力方法が提案されているか。 	20 (3)	20 (3)	

3 施設整備計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
調査・ 設計及び 施工計画	施工段階の手 戻りを最小化 する調査・設 計の具体的な 提案	<p><調査段階></p> <ul style="list-style-type: none"> 現況埋設物を精密に把握する方法、効率的な支障物移設設計等の具体的な提案がされているか。 <p><設計段階></p> <ul style="list-style-type: none"> 新技術導入による地中探査等の実施と、それらの計測データを含めたC I M技術の活用により、不測の事態にも効率的に対応し施工段階の施工の手戻りを最小化する具体的な予防策の提案がされているか。 	70 (10)	250 (36)	410 (59)
	各種工事等の 工程を最適化 する具体的な 提案	<ul style="list-style-type: none"> 調査設計から施工までの全体工程において、工事の遅れにつながる問題点と工期を短縮する方策が提案されているか。 各種工事の工期短縮案が具体的かつ実現性の高いものとなっているか。 	70 (10)		
	工事における 品質確保及び 安全性確保並 びに周辺交通 への影響抑制 についての方 策	<ul style="list-style-type: none"> 施工時の適切な安全対策が提案されているか。 品質確保と施工体制に関する提案が優れたものとなっているとともに、これらを確認できる実績及び根拠等の資料が示されているか。 車道及び歩道の交通規制において、安全で効率的な配慮がなされているか。 	70 (10)		
	その他の有益 な工夫	<ul style="list-style-type: none"> コスト削減のための設計及び新工法、新材料等が提案されているか。 その他 	40 (6)		
地域や 環境への 配慮	施工にあたっ ての生活環境 への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 近隣建物関係者、周辺居住者、道路利用者、周辺都市基盤等の周辺環境への計画及び施工上の配慮がされているか。 支障物件等の移設について、周辺居住者の生活環境等に配慮がされているか。 支障物件等の移設等において、建設副産物の発生抑制や再資源化などに配慮がされているか。 エコマテリアルの採用について、配慮がされているか。 	70 (10)	70 (10)	
周辺地域 との調 和、まち づくりへ の貢献	良好な道路空 間の形成	<ul style="list-style-type: none"> 良好な歩行者空間を形成するため、道路利用者の利便性や快適性に配慮した提案がされているか。 良好な街並みを形成するため、周辺地域の景観等に配慮した提案がされているか。 	70 (10)	90 (13)	
	入線業者への 配慮	<ul style="list-style-type: none"> 配管の形状や地上機器の設置位置など入線業者に対して、メンテナンス作業等が容易にできる計画となっているか。 	20 (3)		

4 維持管理計画

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
点検業務 ・ 補修業務	維持管理対象施設の経年劣化の最小化、施設性能の維持を目的とした点検及び補修についての方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電線共同溝本体の経年劣化を最小化、施設性能を維持するために効果的な点検の実施方法が提案されているか。 ・ 非常時・災害時における配慮が優れているか。 	40 (6)	40 (6)	40 (6)

5 調整マネジメント

評価分類	評価の視点	評価基準	配点 (全体の割合)		
全体計画	関係者との早期の合意形成を行う円滑な事業推進方策	<ul style="list-style-type: none"> 調査設計段階から施工段階、維持管理段階までの関係機関協議や地元調整等をワンストップ体制で行うための具体的な方策が提案されているか。 継続的な情報共有と監理体制の保持により、切れ目なく円滑な事業を推進する提案がされているか。 	70 (10)	70 (10)	150 (21)
設計段階	適切な関係者間との協議・調整方法	<ul style="list-style-type: none"> 事業説明、地元・関係機関等に対して適切に事業内容を周知するための事業説明会、支障物件等の調査と移転協議、入線業者との電線共同溝及び引込・連系管の協議等に関して、具体的な提案がされているか。 	40 (6)	40 (6)	
工事段階 ・ 維持管理 段階	工事期間における規制箇所等調整及び維持管理対象施設の点検・補修、抜柱・入線等についての協議・調整	<p><工事段階></p> <ul style="list-style-type: none"> 地元住民に対して工事への理解を促進するために効果的な説明会の実施方法が提案されているか。 道路管理者及び所轄警察署等との関係機関調整が効率的に図られる提案がされているか。 隣接家屋・店舗等との出入口に関して、相手方との調整を適切かつ円滑に進めるための提案がされているか。 <p><維持管理段階></p> <ul style="list-style-type: none"> 入線業者との抜柱・入線を早期に完了させるための工夫が提案されているか。 	40 (6)	40 (6)	

